

日本書紀から読み解く古代瀬戸内山城

狩野 久

はじめに

瀬戸内山城は、西日本防衛網の前衛基地である筑紫の大野城をはじめとする諸城と、最終の防衛拠点としてつくられた倭国の高安城の中間に位置する山城群である。この報告では、その築城時期と廃城時期に係わる問題を検討することにより、瀬戸内山城群が果たした歴史的な役割を考えてみたい。

1. 山城群の築造は、国家的事業として行われた

山城は各地の豪族たちの領導のもと、地域の意志で築造されたものではない。それらは国家の意思で、国家防衛の事業として行われたものである。その根拠として以下の 3 点をあげておく。

- 1) 瀬戸内山城群は、筑紫の山城群も同様であるが、一体的計画的に防衛拠点を選んで築かれている。
- 2) 城には規模の大小や占地などに相異はみられるが、城壁の築き方など築城法に共通性がある。
- 3) 瀬戸内山城群のある地域には、総領あるいは大宰という周辺数ヶ国を束ねる広域行政官かつ軍政官が派遣された。

総領名	山城名
①周防総領(長門国を統轄)	長門城、石城山
②伊予総領(讃岐国を統轄) 1)	永納山、讃岐城山、屋嶋城
③吉備総領(播磨国を統轄) 2)	鬼ノ城、大廻小廻、播磨城山、備後国安那郡茨城、葦田郡常城

1) 持統 3 年 8 月紀。伊予総領田中朝臣法麻呂、讃岐国の行政に関与。

2) 播磨国風土記揖保郡条。吉備総領石川王、播磨国の行政に関与。

- 4) 山城群のある地域には、律令制下の五畿七道制（畿内と東海道以下の広域行政区）に先立ち、「道」制が施かれたとみられる。

・『和名抄』の国名の読み

備前 キビノミチノクチ

筑後 ツクシノミチノシリ

備中 キビノミチノナカ

越前 コシノミチノクチなど

・奈良県飛鳥池遺跡出土木簡（7 世紀後半）

(斗カ)

「吉備道中国加夜評／葦守里表六口」

2. 瀬戸内山城群の築造と廃止の時期

築城は、天智 2 年（6 6 3）の白村江での大敗をうけて、翌年からはじまる西日本防衛網造営の一貫として行われたとみられる。天智 4 年の長門の城、天智 6 年の屋島城の築造と同時期に、他の山城も築かれたと考えられる。

廃城は、大宝元年（7 0 1）の高安城の廃止と同時期とみられる。高安城の廃止は、西日本における山城を結ぶ防衛網の停廃を意味する。大宝元年は大宝令発布の年であり、国家の仕組みが一変した大変革の年である。国の防衛体制も組織的に整備され、都を守るために五つの防衛担当部署（五衛府という）を設け、各国には千人規模の軍団を複数要路に配置するなど常備軍体制をつくりあげた。緊

急連絡網の烽制も整えた。このようにして山城による西日本防衛網は廃止されたが、筑紫の大野城以下の城は、前衛基地として残された。

3. 高安城について

『日本書記』天智6年に高安城築造の記事があった後、天智8年に「畿内の田税を収めるために」倉をつくり、翌年には、「穀と塩を積むために」倉をつくるとあり、『続日本紀』にも文武2年(698)と同3年に「修理」とあり、大宝元年(701)の廃止の際には、倉庫とさまざまな貯備物が大倭と河内の二国に移されたとある。これにより、ぼう大な倉庫群がつくられ、城域がかなりの規模のものであったことがわかる。

いま一つ注目したいのは、天智・天武・持統・元明の四天皇がいずれも高安城に行幸していることである。これは単なる物見遊山の行幸とは考えられない。一旦ことある時には、天皇以下がこの城を利用することを予定した宮殿施設の存在を推測させるのである。高安城の遺跡は、現在数棟の倉庫がみつまっているにすぎないが、今後の一層の現地調査に期待したいと思う。

4. 政府の公的記録 - 城柵帳 - の存在

築城が国家的事業として行われたとすると、それに関する政府の公的記録が作成されたことは十分想定できることである。蝦夷征討のための東北城柵のことが、大化3年(647)の「淳足柵」からはじまり、『日本書記』以下の正史にかなり詳細に記されていること、屋島城の記事が、「讃吉国山田郡屋島城」と所在地を郡名まで書いているのは、讃岐国に郡を異にして二つ以上の城があったことを示しており、それらを記した記録が、『書紀』編者の手元にあったことが判るから、これらのことから『書紀』の編纂に際して、城柵に関する政府記録は利用されたものとみてよいであろう。因みに記録にあったことが想定される讃岐国の城は、山田郡の屋島城と阿野郡の城山であろう。

城柵帳には、城柵の所在地(国郡)のほか築城責任者、築造に動員された人夫数、人夫の出身国名などが記されたであろう。『書記』に宮都や大寺の造営に動員された丁数やその出身国の記されているものがあることが参照される(皇極元年9月条、斉明元年是歳条など)。

5. 瀬戸内山城の中で、長門城と屋島城だけが『日本書記』に築造記事があるのはなぜか

二つの城と他の城との相違点を考えてみると、両城は瀬戸内海の入り口部と中央部にあって、内海の海上交通上、また防衛上からも重要な地点に位置している。両地域には浦(のちに両方とも「壇ノ浦」とよばれる)があり、船舶の寄港に適している点も共通した特徴である。源平合戦の瀬戸内海における舞台が、いずれもこの二つの地域であったことを想起すれば、内海における両地域の重要性はよく理解できるであろう。

これに対して、他の山城 - 石城山、鬼ノ城、讃岐城山など - は、海岸線より陸地に引いた位置にあって、陸路(のちの山陽道、南海道)を抑える場所にあり、まさに総領の府にふさわしい城である。石城山は周防総領の、鬼ノ城は吉備総領の、讃岐城山は伊予総領の根城であったとみられる。総領は大宝令制で廃止されるが、その最後の任官記事は、大宝令発布前年の文武4年10月である。これはおそらく、翌年の廃城を前にして最終の残務処理のための人事ではなかったかと推測される。

『日本書記』の編者は、大宝令制で廃止になった制度や用語は多く採用しない方針を採った。例えば「評」はすべて「郡」に直し、「国宰」は「国司」に書き替えた。大化改新詔が大宝令文で書き直されたことは著名な事実である。

したがって、大宝令で国郡制が施かれ、西日本の防衛という特殊な任務のために7世紀後半のある期間派遣された総領が廃止になった時、その居城として築かれた瀬戸内山城群も、『書記』は記事を書き載せることをしなかったのである。

これに対して、屋島城と長門城は、大宝令以降も生きた城として機能し、それ故に『書記』は築城記事を残したものと思われる。

略 年 表

618 (推古26)	隋滅び、唐建つ。
621 (推古29)	新羅、唐に遣使。
624 (推古32)	高句麗・百濟、唐に遣使。
630 (舒明2)	犬上御田歟を唐に派遣 (632帰国)。
631 (舒明3)	百濟王子余豊璋、人質として来日。
639~640 (舒明11~12)	大唐学問僧惠隱・清安、学生高向玄理ら帰国。
641 (舒明13)	百濟、義慈王即位。翌年新羅東部に侵攻、以後再三、高句麗と結び新羅を攻める。
642 (皇極1)	高句麗の重臣泉蓋蘇文、王を殺し権力掌握。この年以降朝鮮三国争乱状態に入る。
643 (皇極2)	新羅金春秋 (のちの武烈王)、唐に救援要請。
645 (皇極4・大化1)	乙巳の変 (大化のクーデター)。兵庫の造設。唐太宗、10万余兵をもって高句麗を討つ。三国間の争いに唐の直接介入はじまる。
647 (大化3)	唐、再三に高句麗を討つも敗退 (~648)。新羅、唐制に倣い集権体制を築く (善徳女王・金春秋・金叟信)。
649 (大化5)	評制の施行。
652 (白雉3)	難波長柄豊碯宮成る。
653 (白雉4)	遣唐使派遣 (654・659派遣)。
655~659 (斉明1~斉明5)	唐、高句麗征討。
660 (斉明6)	新羅金春秋、唐大將軍蘇定方の援助により、百濟を滅ぼす。百濟の鬼室福信、日本に救援と余豊璋の帰還を要請。日本、救援軍の派遣を決定。
661 (斉明7)	斉明天皇、救援軍とともに筑紫に向う。兵5千をもって余豊璋を送還。蘇定方、高句麗に転戦。福信、百濟復興を計る。
663 (天智2)	前・中・後將軍の2万7千の兵で新羅を打ち、百濟王都の奪還を目指して錦江河口に向うも、唐・新羅軍に阻まれ、大敗 (白村江の役)。敗残の将兵 (日本・百濟)、日本に向う。
664 (天智3)	甲子の宣。冠位二十六階 (豪族の官僚化策)。対馬、沓岐、筑紫に防、烽を置く。筑紫に水城を築く。唐使郭務悰来日するも日本側正式の使と認めず。
665 (天智4)	長門の城、筑紫の大野・椽城を築く。唐使劉徳高ら254人来日。遣唐使派遣。
666 (天智5)	泰山封禪の儀 (新羅・百濟・耽羅・倭)。高句麗泉蓋蘇文没。唐、高句麗征討軍を派遣。
667 (天智6)	近江大津宮に遷る。高安城、屋島城、金田城 (対馬) を築く。司馬法聡ら、遣唐副使を送って来日。唐、新羅とともに高句麗を討つ。
668 (天智7)	中大兄皇子即位。新羅使、貢調。以後長く、日本と新羅の間で使者の相互訪問が続く。唐、高句麗を滅ぼす。
669 (天智8)	高安城に税倉をつくる。遣唐使河内鯨らを派遣。
670 (天智9)	庚午年籍をつくる (盗賊と浮浪を断つ)。高安城に穀・塩倉をつくる。長門城一つ、筑紫の城二つを築く。
671 (天智10)	大友皇子を太政大臣とする。兵法博士を含む百濟亡命貴族に叙位。郭務悰ら600人、百濟孫登ら1400人来日。天智天皇没。唐軍と新羅軍、百濟旧領の熊津で戦う。
672 (天武1)	壬申の乱。大友側の派兵要請についての筑紫大宰栗隈王と吉備国守当摩広島の対応のちがいがい。
675 (天武4)	兵政官長 (栗隈王)、大輔 (大伴御行) の任命。官人の所持する兵器の点検はじまる。
676 (天武5)	新城に都をつくる動きあり。唐軍 (百濟鎮將軍)、新羅に破れ、北の遼東城に移る。新羅、朝鮮半島を統一。
679 (天武8)	親王・諸臣・百寮の人の兵器及び馬を検閲。
682 (天武11)	藤原宮の造営はじまる。
683 (天武12)	諸国に陣法を習わせる。複都の詔。諸国の境界を定める作業を開始 (~685)。
684 (天武13)	八色姓を定む (真人・朝臣・宿祢・忌寸以下8種の姓、官僚制整備のための身分制)。「政の要は軍事なり」。文武官に兵・馬を教習させる (処罰規定あり)。
685 (天武14)	新冠位 (諸王12階、諸臣48階) を定む。東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫の使者を任命。国司・郡司・百姓の消息を巡察させる。鼓・旗などの部隊装備の兵器は私家に置かず郡家保管とする。
689 (持統3)	浄御原令施行。
690 (持統4)	庚寅年籍 (兵士を4丁に1人とする)。
691 (持統5)	良賤の法を定む。
694 (持統8)	藤原宮に遷る。
698 (文武2)	大野・基肆・鞠智の三城を修理。高安城を修理。
699 (文武3)	大宰府に三野・稻積の二城をつくらせる。高安城を修理。
700 (文武4)	筑紫総領、同大貳、周防総領、吉備総領、常陸守の任命。
701 (大宝1)	大宝令施行。高安城を廃す。諸国に衛士を増員させて衛門府に配属。